

事業計画（福島県新地町）

1. 海岸対策

① 海岸の状況

町内の地区海岸数	7 地区海岸
被災した地区海岸数	6 地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	4 地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	6 地区海岸

② 堤防高

10月8日に堤防高を公表※。

新地海岸・相馬海岸①：T.P. 7.2m（対象：高潮）

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、12月までに策定することを目指す。

これに基づく本復旧の工事着工については、復興計画や他の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧の工事完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

④ 成果目標 平成23年度

著しく背後の安全度が低下している区間等から優先し、

- ・全ての被災した地区海岸において、12月までに復旧する施設の概要計画策定※¹を目指す。
- ・5地区海岸において、本復旧の工事着工※²を目指す。

※1 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

※2 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

⑤ その他

- ・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。
- ・復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル2）も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

海岸保全施設の復旧にかかる事業計画(新地町)

地区海岸名	堤防護岸延長 (m)	主な施設	施設の高さ(T.P)		応急 対策	復旧の予定				H23予算での 実施内容
			被災前 現況高 (m)	被災後 復旧高 (m)		概要計画 策定	詳細計画 策定	工事 着工	工事 完了	
釣師浜漁港 埦浜	596	護岸、離岸堤	6.20	7.20	完了	H23.12	H24.2	H24.3	H27.12	・応急復旧 ・用地調査
釣師浜漁港 谷地小屋	1,083	護岸、離岸堤	5.34	7.20	完了	H23.12	H24.2	H24.3	H27.12	・応急復旧 ・用地調査
釣師浜漁港 大戸浜	100	護岸、消波堤	5.34	7.20	—	H23.12	H24.2	H24.3	H27.12	・用地調査
釣師浜漁港 大戸浜・今泉	0	消波堤、離岸堤	—	—	完了	H23.10	H23.12	H24.1	H26.3	・応急復旧
木崎	1,080	堤防、消波堤、離岸堤、人工リーフ	6.20	7.20	完了	H23.10	調整中	調整中	調整中	・応急復旧 ・用地買収
相馬港 駒ヶ嶺	1,576	堤防	5.14	調整中 (7.2)	—	H23.11	H24.2	H24.3	H27.12	・用地調査

※被災後復旧高は、災害復旧事業等により復旧を予定している高さである。

※被災後復旧高は、県が公表した計画高と異なる場合がある。

※概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

※詳細計画策定とは、工事着工のための詳細設計の完了をもっていう。

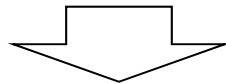
※工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

福島県沿岸の地域海岸分割図

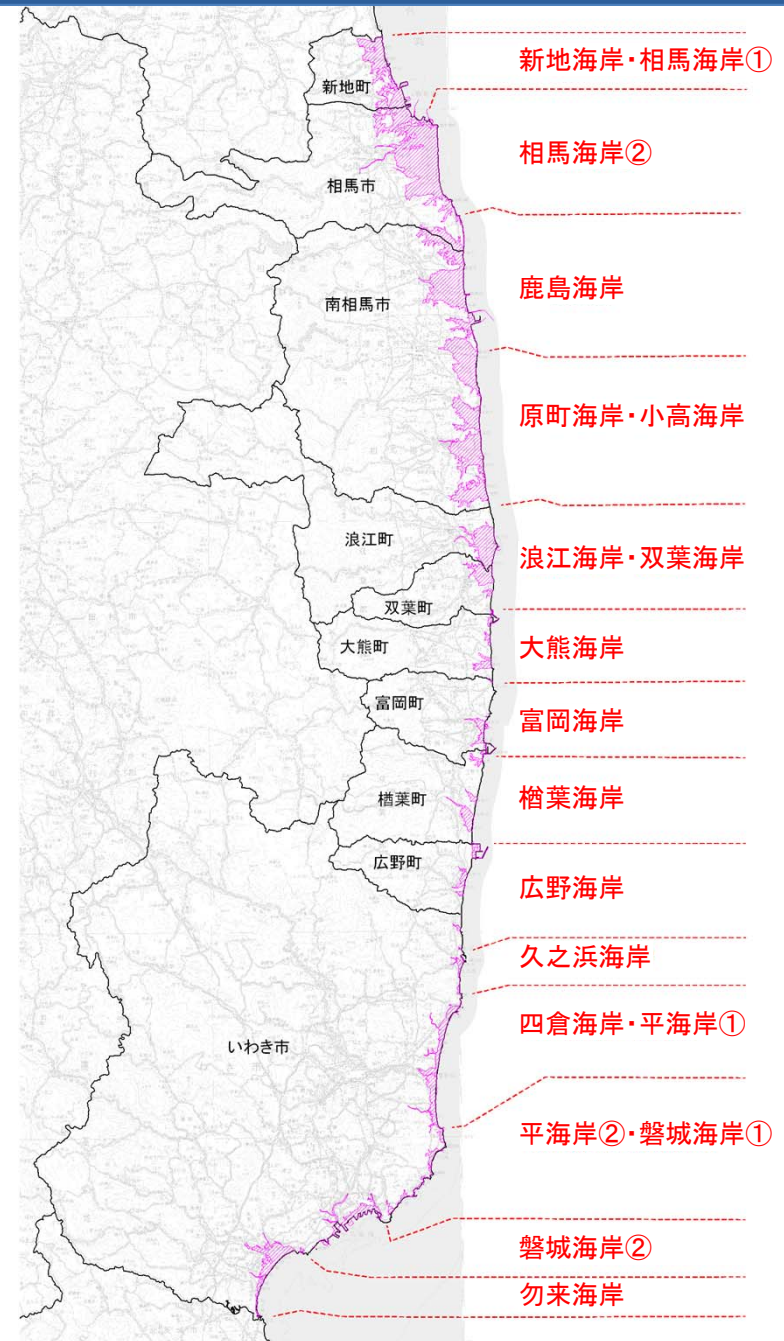
《福島県における地域海岸の考え方》

以下の点を考慮し、同一の津波外力を設定しうると判断される一連の区間を地域海岸として設定

- 1) 岩崖・岬、湾の形状、海岸線の向き等の自然条件から設定
- 2) 東北地方太平洋沖地震津波の浸水範囲から、連続した浸水範囲を同一の地域海岸として設定



福島県沿岸を14の地域海岸に分割



2. 河川対策

【県管理河川】

- ① 2級水系地藏川水系など※¹、4水系6河川20箇所※²での災害復旧事業を予定。
そのうち、施設の被災及び背後地の状況に応じて緊急度の高い3箇所については大型土のう積み等の応急対策を完了。
- ② 平成23年内に、全20箇所の災害査定を完了予定。
平成23年度内に、設計、地元調整等の施工準備が整う10箇所の本復旧に着手し、平成24年出水期（6月頃～）までに完了予定。
残る10箇所についても、設計、地元調整等の施工準備が終了した箇所から、順次、本復旧に着手。海岸堤防の整備計画及び町が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備し、概ね5年を目途に全箇所完了させることを目標とする。
- ③ 成果目標 平成23年度
○ 県管理区間（災害復旧事業）
全20箇所について、平成23年内に災害査定完了予定
設計、地元調整等が整う10箇所について、平成23年度内に本復旧に着手し、平成24年出水期（6月頃～）までに完了予定

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

復興施策の事業計画 参考図面 河川 新地町

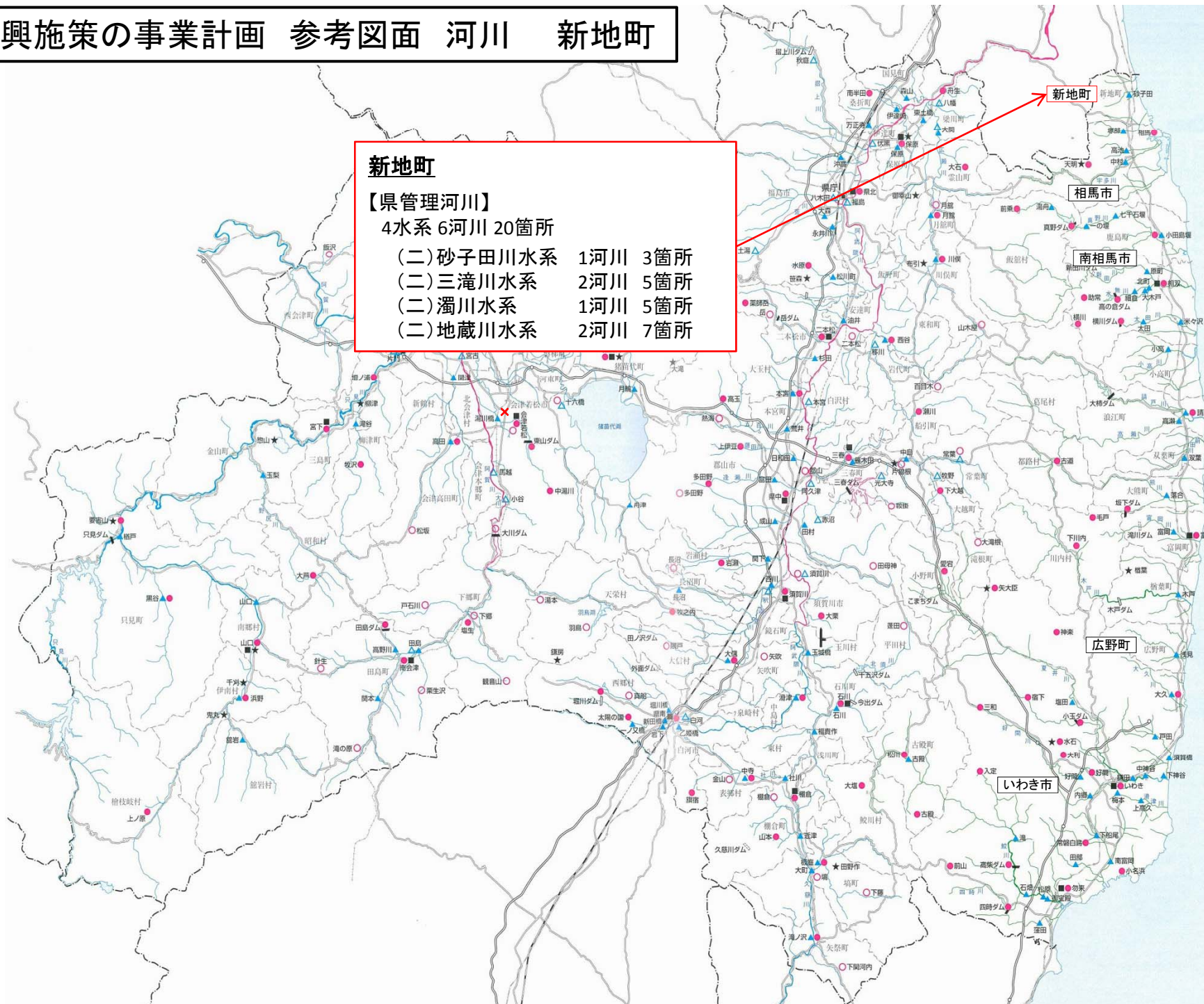
図面:福島県提供

新地町

【県管理河川】

4水系 6河川 20箇所

- (二) 砂子田川水系 1河川 3箇所
- (二) 三滝川水系 2河川 5箇所
- (二) 濁川水系 1河川 5箇所
- (二) 地蔵川水系 2河川 7箇所



凡 例	
—	1 級河川 (南相馬区)
—	1 級河川
—	2 級河川
	統 制 局
	監 視 局
●	雨量局 (福島県)
○	雨量局 (建設省)
▲	水位局 (福島県)
△	水位局 (建設省)
★	中継局

3. 農地・農業用施設

① 被災状況

津波により 420ha の農地及び排水機場等の基幹的農業用施設に甚大な被害

② 施設の復旧

○応急復旧状況

埴浜排水機場、中浜田排水機場、駒ヶ嶺排水機場等の基幹的排水施設について実施済み。

○本格的な復旧

復興計画を踏まえて着手し、概ね 6 年以内の完了を目指す。

③ 農地の復旧

復興計画等に基づく各種工程と調整を図りながら、早期の復旧を目指す。

なお、地盤沈下等により湛水が発生した、埴浜排水機場、中浜田排水機場及び駒ヶ嶺排水機場係りの一部農地約 50ha については、排水機場を応急復旧して排水しているところ。今後、現在進められている河川堤防の復旧工事と連携しつつ、湛水解消を図るとともに地域の意向を踏まえて農地の復旧を進めていく。

④ その他

大区画化等の区画整理を導入する地区においては、別途、地域の合意形成を進めながら実施していくことが必要となる。

4. 海岸防災林の再生

- ① 箇所名： 木崎～今泉
- ② 海岸防災林の林帯 2.20ha が被災。
- ③ 今年中に、新地町復興計画策定等の議論を踏まえ、今後の再生方針を決定。
これを踏まえ、盛土等海岸防災林造成の基盤整備に早期着手。
- ④ 樹木の植栽は、基盤造成が完了した箇所から順次実施する。
(保全対象：県道相馬亘理線、JR 常磐線、農地等)

5. 学校施設等

①幼稚園・小中高等学校等

(i) 公立学校

<新地町立学校>

東日本大震災により被災し、災害復旧にかかる国庫補助に申請予定の町立小学校3校、町立中学校1校について(比較的軽微な被害)、以下のとおり早期復旧をめざす。

○ 現在、(財)ふくしま市町村建設支援機構へ設計委託を進めている。

○ 工事については、平成23年12月から事業着手、平成23年度内の復旧完了を目標とする。

<県立学校>

新地町に所在する県立学校で、東日本大震災により被災し、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助を申請予定の1校について、以下のとおり早期復旧をめざす。

比較的軽微な被害に留まる新地高校については、平成23年12月までの完了復旧を目標とする。

②公立社会教育施設（公立社会体育施設を含む）

<新地町立社会教育施設>

比較的軽微な被害を受けた町図書館、町柔剣道場、町民プール、駒ヶ嶺公民館については、平成23年12月から事業着手、平成23年度内の復旧完了を目標とする。

6. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波により膨大な量(167千トン)の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成23年8月までに仮置場へ概ね搬入した。今後はその他の災害廃棄物の仮置場への移動を平成24年3月までを目途に完了させる。なお、11月8日現在、全ての災害廃棄物の48%の仮置場への移動を完了している。
- ③ 損壊家屋等の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動についても、平成24年3月までを目途に完了させる。
- ④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成26年3月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

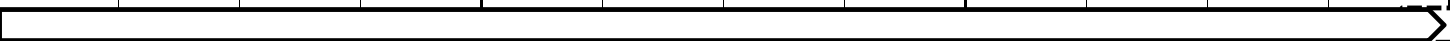
工程表(福島県新地町)

	H23				H24				H25				H26以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
1. 海岸対策			計画堤防高さの公表 (10/8福島県公表)										
2. 河川対策 (県管理河川)													
3. 農地・農業用施設													
基幹的農業用施設 (埤浜排水機場等)													
農地													

(注) 大区画化の工事を行う農地について、整備の完了はH26以降となる場合がある。

本工程は、被災した農地を原形復旧する場合の工程を検討し、営農再開を目指す時期を示したものであり、復興計画等に基づく各種工程と調整を図りながら進めていく必要がある。

		H23				H24				H25				H26以降
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
4. 海岸防災林														
(木崎～今泉)		今年中に再生方針を決定				海岸防災林の再生に向けた事業を実施								
5. 学校施設等														
幼稚園・ 小中高 等学校 等	<町立学校>													
	比較的軽微な被害に留まる学校の復旧	校舎等の復旧												
	<県立学校>													
公立社会 教育施設 (公立社 会体育施 設を含む)	比較的軽微な被害に留まる学校の復旧	校舎等の復旧												
	<町立社会教育施設>													
	比較的軽微な被害に留まる社会教育施設の復旧	校舎等の復旧												

	H23				H24				H25				H26以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
6. 災害廃棄物の処理													
災害廃棄物の仮置場への移動					(住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)								
					(その他の災害廃棄物)								
中間処理・最終処分													
					(中間処理・最終処分)								
			(木くず、コンクリートくずの再生利用)						(木くず、コンクリートくずの再生利用)				